

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスとは、「企業価値の長期的な最大化に向けた企業活動を自ら律していくための枠組み」を指すものと当社では理解します。

そして、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが、即ち、「当社株主の資産価値の長期的な増大」と「顧客・取引先からの持続的な信頼の確保」に密接に結び付くものであると考えております。

また、当社の基幹を成す事業は、広く多くの人々に駐車場インフラを効率的に提供しようとするものであり、有効なコーポレート・ガバナンスの形成を通じて事業の発展可能性を高め、社会への貢献を持続的に果たしてまいりたいと考えております。

当社では、このような基本認識に立ち、より良いコーポレート・ガバナンスを目指し、とりわけ次に掲げる点に重きを置いて日常の経営執行に臨んでおります。

1. 株主の権利の尊重及び株主平等の確保
2. 従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会など様々なステークホルダーとの適切な協働
3. 会社の透明性確保のための財務・非財務情報の適切な開示
4. 取締役会による企業戦略の提示、適切なリスクテイクを支える環境整備及び独立した客観的立場からの経営陣・取締役に対する監督
5. 持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上のための株主との対話

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 - 4】

外国機関投資家の割合が小さいため、費用的な点も考慮し、現在は、招集通知の英訳を行っておりませんが、前向きに対応を検討してまいります。

【原則2 - 6】

当社は、社員の安定的な資産形成のため、企業型確定拠出年金制度(ライフプラン制度)を導入しており、企業年金基金制度はありません。

従いまして、資産形成に係る金融商品の選択及び運用は、従業員自身が行っておりますが、冊子の配布により、従業員が金融商品の特性を理解できるような施策を行っております。

【補充原則3 - 1 - 2】

当社の海外投資家の人数及び議決権の割合が小さいことから、英語での情報開示は、現在は行っておりません。今後も、株主の状況を踏まえて対応を検討してまいります。

【補充原則4 - 10 - 1】

監査役設置会社である当社は、独立社外取締役が、取締役会の過半数には達しておりませんが、原則3 - 1に記載する役員報酬や役員候補の指名に関する方針に従って、社外取締役、社外監査役の意見・助言を受けながら報酬の決定や役員候補者の指名を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

<政策保有の方針>

当社は、事業機会の創出、事業上の関係強化のために、投資効率を加味した上で、いわゆる政策保有株式を保有いたしております。

また、保有にあたりましては、その都度、取締役会の承認を得ており、その後も継続的に保有の適否を検証しております。

<議決権行使の基準>

議決権行使につきましては、議案の趣旨及び内容等を勘案し、当社の保有目的に資する方向で、それを行使しております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間取引については、その取引の都度、取締役会において審議し、承認を行っております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、社員の安定的な資産形成のため、企業型確定拠出年金制度(ライフプラン制度)を導入しており、企業年金基金制度はありません。

従いまして、資産形成に係る金融商品の選択及び運用は、従業員自身が行っておりますが、冊子の配布により、従業員が金融商品の特性を理解できるような施策を行っております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1)経営理念及び経営戦略

定時株主総会招集ご通知において、毎年、「経営理念」を掲載しております。

また決算短信および決算説明資料において、中長期的な経営戦略を含めた経営方針を掲載しております。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

本報告書の「1.コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」をご参照いたします。

(3)取締役と幹部の報酬の決定方針と手続き

取締役の報酬に関しましては、有価証券報告書に基本方針を開示しております。

役員報酬につきましては、代表取締役社長を除く2名の業務執行取締役と1名の社外取締役(独立役員)で構成される任意設置の報酬委員会により決定しております。

(4)役員候補者指名にあたっての方針と手続き

当社は、年齢、性別、国籍の区別なく、人格、識見等を十分考慮の上、取締役として株主の皆様からの経営の委任に応え、その職務を全うできる適任者を取締役候補者として選任する方針にしております。

この方針に基づき、代表取締役社長と、2名の業務執行取締役で構成される任意設置の指名委員会により候補者を推挙し、取締役会に諮って決定しております。

(5)役員候補者の指名を行う際の指名の説明

株主総会参考書類の役員選任議案において、指名理由を説明しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会は、業務執行部門による迅速かつ果敢な意思決定を可能とするため、法令により取締役会の専決事項として定められた事項並びに株主総会に関する事項、経営の基本的事項、役員に関する事項、財産・財務に関する事項及びその他重要な取引・投資など取締役会規程において承認事項となっている事項を除き、業務執行に係る決定を代表取締役社長に委任しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社との間に、人的関係、資本的關係、報酬関係その他の利害関係がない場合、又は過去もしくは、現在において何らかの利害関係が存在しても、当該利害関係が一般株主の利益に相反する恐れがなく、当該取締役の職責に影響を及ぼさない場合には独立性を有すると判断しております。

また、個別の独立社外取締役の選任に当たっては、独立社外取締役となる者の独立性の判断基準として、東証が定める「独立性判断基準」を参考にしております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社は、取締役会がその役割・責務を果たすためには、当社の事業に精通する者が一定数参加するとともに、社外の人材を活用することで、取締役会の独立性を担保し、かつ知識・経験・能力の多様性を確保することが重要であると考えております。

このような観点から、現在の当社取締役会は、国内事業担当取締役及び海外事業担当取締役を含む5名の業務執行取締役に加え、独立社外取締役5名、社外監査役4名の14名で構成されており、各自の幅広い知識、経験等を活かして自由闊達な意見交換、審議が行われております。

【補充原則4 - 11 - 2】

取締役及び監査役については、当社の役割・責務を適切に果たす時間・労力を十分に確保できる兼務状況であることを確認しており、重要な兼職の状況については、株主総会参考書類等の開示書類に記載しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、取締役会の実効性についての分析、評価を実施し、その結果を踏まえ、取締役会資料の早期送付(原則会日の3日前)や取締役会以外での社外役員と業務執行役員との定期的な会合などにより、取締役会の審議がより深まり、より実効性が高まる工夫を行っております。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社の役員就任にあたり、代表取締役、CFO等が、当該新任役員に対して、当社の事業・財務・組織等に関する説明を行っております。また、就任後は、必要に応じて、業務執行取締役に対し、代表取締役社長が主宰する社内研修を継続的に行っております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

財務経理部を所掌する取締役が、IR統括責任者となり、株主との建設的な対話を実現すべく、目配りを行っております。

IR統括責任者は、代表取締役社長、各事業を担当する業務執行役員と株主との対応方針を検討し、適切に対応しております。

財務経理部及び人事総務部(広報担当)並びにコンプライアンス本部が、IR統括責任者の株主との対話を支援しております。

機関投資家等との個別対話(IR活動)に加え、株主への事業説明会を毎年数回開催するなど、当社の経営・事業戦略等の説明に努めております。

事業説明会や機関投資家との対話において、株主や投資家から寄せられた貴重な意見については、取締役会で共有しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社巽商店	98,600,000	28.30
日本駐車場開発株式会社	23,006,065	6.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	18,580,500	5.33
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	13,576,200	3.89
トヨタ自動車株式会社	11,907,000	3.41
岡田建二	9,794,700	2.81
巽一久	9,577,240	2.74

NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT	9,075,000	2.60
KENJI KAWAMURA	6,512,700	1.86
杉岡伸一	6,375,714	1.83

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

当社は、上場子会社日本スキー場開発株式会社を有していますが、同社において、グループ戦略の共有および当社との機能分担の明確化がはかられ、経営資源の相互活用による当社グループの事業基盤の強化が実現できることを前提条件として、同社に経営の自由度等を持たせ上場を維持することが当社グループの企業価値の最大化に貢献すると判断しております。当社は、上場子会社のガバナンスの実効性を確保するため、定期的な情報共有、コンプライアンス体制の監督等を行うとともに、少数株主に配慮し、次のような対策を講じることにより、上場子会社の独立性の維持をはかっています。

- ・上場子会社の役員候補者は、同社の経営陣が決定します。
- ・上場子会社においては、一定数の独立社外取締役および独立社外監査役を選任し、その経営の透明性を確保します。
- ・上場子会社の意思決定は、同社の取締役会において独自の経営判断に基づき行います。

また、営業取引における当社と上場子会社間の取引条件は、市場価格を基本としてその都度交渉により決定するなど、上場子会社との健全な関係を維持しています。当社は、上場子会社の株式の保有方針を継続的に検討してまいります。上場子会社が、上記の前提条件を充たし、当社グループの企業価値の最大化に貢献できると判断できる限りにおいては保有を維持する方針です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	7月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤井 英介	他の会社の出身者													
小野 真路	他の会社の出身者													
烏野 仁	公認会計士													
河野 誠	他の会社の出身者													
長谷川 雅子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

<p>藤井 英介</p>	<p>藤井英介氏は現在、株式会社サファリ・キャピタルの代表取締役役に就任しております。同社の事業は、不動産投資アドバイザー事業等を主とする事業を行っておりますが、当社との間に主要な取引関係はありません。</p>	<p>藤井英介氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの経営理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動していただけること、及び不動産業界における豊富な知識と経験を当社の経営に反映していただけることから、社外取締役として選任しています。</p> <p>また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。</p> <p>提出日現在、同氏は株式会社サファリ・キャピタルの代表取締役に就任しており、当社は、同社の株式を約5.6%所有しておりますが、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすような重要性はないものと判断しており、同氏と当社との間にそれ以外の人的関係、資本的關係または取引関係その他の特別な利害関係はありません。</p> <p>また、同氏は、ケネディクス株式会社の出身者であり、当社グループは、当社との間において定型的・標準的な取引条件下での当社運営駐車場における賃貸借契約の取引関係がありますが、当社が当社グループに対して支払う賃料は、連結売上原価の1%未満であり、一般取引先と同様の条件で特記すべき取引関係にはなく、この取引関係は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。</p>
<p>小野 真路</p>	<p>小野真路氏は現在、株式会社東京流通センターの代表取締役社長に就任しております。同社の事業は、物流ビル・オフィスの賃貸及び運営管理等を主とする事業を行っておりますが、当社との間に主要な取引関係はありません。</p>	<p>小野真路氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの経営理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動していただけること、及び不動産業界における豊富な経験や知識を、当社の経営に反映していただけることから、社外取締役として選任しています。</p> <p>同氏と当社との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の特別な利害関係はありません。</p> <p>また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。</p> <p>なお、同氏は、三菱地所株式会社の出身者であり、当社グループは、当社との間において定型的・標準的な取引条件下での当社運営駐車場における賃貸借契約及び管理業務委託契約等の取引関係がありますが、当社が当社グループに対して支払う賃料は、連結売上原価の1%未満であり、また当社が当社グループから支払を受けた業務委託費は、連結売上高の約2%ですが、一般取引先と同様の条件であり特記すべき取引関係にはなく、この取引関係は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。</p>
<p>烏野 仁</p>	<p>烏野仁氏は、烏野仁公認会計士事務所を開設している公認会計士であり、mehve合同会社の代表社員であります。同所及び当社と当社との間に主要な取引関係はありません。</p>	<p>烏野仁氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの経営理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動していただけること、及び監査業務における豊富な経験や知識を、当社の経営に反映していただけることから、社外取締役として選任しています。</p> <p>同氏と当社との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の特別な利害関係はありません。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。</p> <p>なお、同氏は、監査法人トーマツ(現 有限監査責任法人トーマツ)の出身者であり、現在、当社は同所を当社の会計監査人として選任しておりますが、同氏と当社との関係は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。</p>

河野 誠	河野誠氏は、過去、富士通株式会社の本部長でありました。	河野誠氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの経営理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動していただけること、及び不動産業界における豊富な経験や知識を、当社の経営に反映していただけることから、社外取締役として選任しています。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の特別な利害関係はありません。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。なお、同氏は、富士通株式会社の出身者であり、同社グループは、当社との間において定型的・標準的な取引条件下での当社運営駐車場における賃貸借契約等の取引関係がありますが、直近の連結会計年度において、当社が同社グループから支払を受けた駐車場賃貸料は、連結売上高の1%未満であり、一般取引先と同様の条件であり、特記すべき取引関係にはなく、この取引関係は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。
長谷川 雅子		長谷川雅子氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの経営理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動していただけること、及び監査業務における豊富な経験や知識を、当社の経営に反映していただけることから、社外取締役として選任しています。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の特別な利害関係はありません。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名委員会	3	3	3	0	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	3	3	2	1	0	0	社内取 締役

補足説明 更新

指名委員会、報酬委員会共に、任意設置の機関です。

指名委員会については、代表取締役社長、2名の業務執行取締役の計3名で構成されており、議長は代表取締役社長が務めています。同委員会で役員候補者案を起案し、取締役会に諮って役員候補者を決定しております。

また、報酬委員会については、代表取締役を除く業務執行取締役の2名及び社外取締役(独立役員)1名の計3名で構成されており、議長は取締役副社長が務めています。同委員会で役員報酬を決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、内部監査を担当する社長直轄の組織として内部監査室(専任人員2名)を設置し、会社の制度、諸規定と運用状況が適正であるかどうかなどについて、実地監査および書面監査の方法により継続的に監査し、監査結果を内部監査報告書に取り纏め、監査役および監査役会に定期的に(必要ある場合は随時)報告しております。

また、監査役会は、独立性を有した4名の社外監査役で構成されており、公認会計士又は弁護士の資格を有する監査役、豊富な財務および会計に関する経験を有する監査役が、監査役会が定める監査の方針、職務の分担等に基づき、内部監査室と連携し、重要な決裁書類等を閲覧するなどの方法により監査を実施するほか、取締役会に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求め、取締役の職務の執行の適法性および妥当性の監査を実施しております。

当社と有限責任監査法人トーマツは監査契約を締結しており、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。当社は、有限責任監査法人トーマツが独立の第三者として公正不偏な立場から監査を実施する環境の整備に努めており、監査役と会計監査人は年間の会計監査計画について協議し、四半期及び期末の会計監査時において結果報告をする上で、内部統制の整備状況、改善項目についても意見交換を行っております。

2021年7月期において監査業務を執行した公認会計士2名の継続関与年数はいずれも7年以内であり、公認会計士法第2条第1項の業務に対する報酬は39,500千円であります。また、監査業務にかかる補助者は公認会計士6名、その他の者13名で構成されています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平野 満	公認会計士													
海老名 利雄	他の会社の出身者													
中嶋 勝規	弁護士													
中山 隆一郎	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平野 満		平野満氏は、平野満公認会計士事務所を開設している公認会計士であります。当社との間に主要な取引関係はありません。なお、同氏は2020年10月より当社の監査役に就任しております。	平野満氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの経営理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動していただけること、並びに公認会計士としての豊富な経験と専門的な知識を当社の監査に反映していただけることから、社外監査役として選任しています。

海老名 利雄	海老名利雄氏は松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)の出身であり、2001年4月にはアジア松下電器産業株式会社の取締役経理部長に就任し、2002年6月には、松下電器産業株式会社の本社監査グループに在籍した経歴を持ちます。パナソニック株式会社は総合電機メーカーであり、当社との間に主要な取引関係はありません。 なお、同氏は2004年10月より当社の監査役に就任しております。	海老名利雄氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの経営理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動していただけること、及び会社経理に長く携わった後、グループ全体の監査に携わるなど、経理・監査に関する専門的な知見や経験を当社の監査に反映していただけることから、社外監査役として選任しています。
中嶋 勝規	中嶋勝規氏は、アクト大阪法律事務所を開設している弁護士であります。当社との間に主要な取引関係はありません。 なお、同氏は2007年10月より当社の監査役に就任しております。	中嶋勝規氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの経営理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動していただけること、及び弁護士として数々の案件を手がける一方、大型倒産案件や事業再生、M & Aの分野で専門的な知識を有しており、当社のコンプライアンス体制の構築と維持について、専門的見識を当社の監査に反映していただけることから、社外監査役として選任しています。
中山 隆一郎	中山隆一郎氏は、公認会計士中山隆一郎事務所を開設している公認会計士、会計士、税理士及び中小企業診断士であります。当社との間に主要な取引関係はありません。 なお、同氏は2015年10月より当社の監査役に就任しております。	中山隆一郎氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの経営理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動していただけること、並びに公認会計士、会計士、税理士及び中小企業診断士としての豊富な経験と専門的な知識を当社の監査に反映していただけることから、社外監査役として選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5名
------------------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社では企業価値の最大化に向けた役員のインセンティブを高めるため、新株予約権方式によるストックオプション制度を導入しております。支給総額については発行済株式数の増加は一株当たり利益の希薄化に繋がることから、既存株主にとって不利益にならないよう配慮を行い決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社では企業グループ全体の価値の最大化に向けたインセンティブを高めるため、直近においては当社の取締役及び従業員並びに当社の関係会社の取締役及び従業員を、ストックオプションの付与対象者としています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社では、全取締役および全監査役報酬の総額を開示しております。
取締役に対して支払った報酬135,395千円(内、社外取締役に対して支払った報酬7,200千円)
監査役に対して支払った報酬21,306千円(内、社外監査役に対して支払った報酬21,306千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会の決議に基づく限度額（取締役について400,000千円うち社外取締役分50,000千円）の範囲内で、その具体的な配分は取締役会で決定することができるとされております。

当社の役員報酬については、次に掲げる基本方針に基づき、取締役については社外取締役を含む3名の取締役で構成する任意の報酬委員会の協議により、決定しております。

1. 取締役の報酬の基本方針

(1) 取締役の報酬は、原則として基本報酬およびストック・オプションで構成する。

(2) 取締役の報酬は、会社の経営成績および個人の貢献度ならびに期待される役割に照らして、毎年見直す。ただし、社外取締役へのストック・オプションの付与は、独立性が損なわれるため付与しない。

(3) 取締役の報酬の水準については、会社価値の増大へのインセンティブが高められ、また、有能な人材を確保し得る水準を考慮して設定する。また、社外取締役の報酬の水準については、他社水準を併せて考慮する。

(4) 年度途中において、取締役の報酬を増減させるべき事情が生じたときは、当該事情に照らして任意の報酬委員会で協議のうえ、取締役会により変更を決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、当社では社外取締役及び社外監査役を補佐する専任のスタッフは配置しておりませんが、社外取締役及び社外監査役による業務執行の監督及び監査業務の有効な補助となるよう内部監査室と連携を密にとっております。また、取締役会の開催に際して社外取締役及び社外監査役に資料の事前配布を行い、取締役会における業務執行の監督及び監査業務の質の向上を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社では、以下のコーポレートガバナンス体制を構築し、実施しております。

1. 当社及び当社子会社取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社の体制

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定すると共に、取締役の職務執行を監督します。

取締役会は、法令、定款、取締役会決議及びその他社内規程に従い職務を執行します。

取締役の職務執行状況は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき監査役の監査を受けます。

(2) 当社及び当社子会社の体制

当社子会社の事業規模、業態などに応じて、当社企業集団の事業別に選任された担当取締役(以下「事業担当取締役」といいます。)又は事業担当取締役が指名する使用人は、当該子会社のコンプライアンス体制の構築及び適正な運営を監督、指導します。

当社は、コンプライアンスを経営上の重要課題と位置付け、コンプライアンス本部が、当社及び当社子会社におけるコンプライアンスの取り組みを統括し、取締役、使用人に対するコンプライアンスに関する啓蒙活動を実施します。

当社及び当社子会社の取締役及び使用人が、当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令及び定款に違反する行為を発見した場合、社外の弁護士、当社監査役及び/又はコンプライアンス本部に直接、情報を提供できる「内部通報制度」を整備・運用します。

当社の内部監査室は、当社及び当社子会社の各部門の職務執行状況を把握し、各業務が法令、定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを直接、又は当社子会社の内部監査部門を通じて、検証を行い、その結果を当社及び当該子会社の代表取締役社長に報告します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書保存に関する規定に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録その他取締役の職務執行に係る文書及びそれに係る情報を適切に保存、管理し、取締役及び監査役が、取締役の職務執行を監督及び監査するために必要と認められるときは、いつでも閲覧できるようにします。

3. 当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

業務執行取締役等で構成する経営会議において、事業拡大、新規事業展開、重要な投資案件など、当社及び当社子会社のリスク管理に関する基本方針や個別事項について審議及び決定し、重要な事項については、取締役会に付議、報告等を行い、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。

不測の事態が発生した場合には、当社代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、適宜、顧問弁護士等からの助言を求め、迅速な対応を行うことにより損害の拡大を防止しこれを最小限に止めます。

4. 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、経営戦略を立案し、それを達成するため、毎事業年度ごとに重点経営目標を定めてまいります。

経営会議を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、迅速な意思決定を行います。

事業担当取締役は、経営戦略の達成に向け各部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成方法を定め、定期的に達成状況を経営会議及び取締役会に報告します。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程を設け、当社子会社の自立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、グループ全体の業務の適正を確保します。

事業担当取締役又は事業担当取締役が指名する使用人は、定期的に、経営会議において子会社の状況を報告します。

当社子会社は、管理本部との間で、定期及び随時に情報交換を行うと共に、関係会社管理規程に従って、当社へ報告を行い、又は当社の承認を取得します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役からの要求があった場合には、監査役の職務を補助する専任スタッフを置くこととし、その体制は取締役と監査役が協議して決定します。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助する使用人を設置する場合には、当該使用人はその職務の遂行に関して取締役の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の人事考課については、監査役の同意を得なければならないものとします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役は次に定める事項を監査役に報告することとします。

- 重要会議で決議された事項
- 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- 毎月の経営状況として重要な事項
- 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- 重大な法令違反及び定款違反に関する事項
- その他コンプライアンス上必要な事項

(2) 使用人は上記 及び に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができることとします。

9. 当社子会社の取締役・監査役・使用人、これらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

当社子会社の取締役・監査役・使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

当社子会社の取締役・監査役・使用人は、当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに事業担当取締役又は当該事業取締役が指名する使用人を介して、又は直接に、当社監査役に報告を行います。

事業担当取締役又は当該事業担当取締役が指名する使用人は、常勤監査役の出席する経営会議において、当該子会社の状況について報告を行います。

コンプライアンス本部は、当社及び当社子会社の内部通報の状況を踏まえ、重要な通報について、定期的に当社監査役に報告を行います。

10. 8及び9の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して、情報提供をした取締役及び使用人が当社及び当社子会社において不利益な取扱いを受けない制度を整備します。

11. 監査役職務の執行について生じる費用の前払い等

当社は、監査役の往査費用等を予算に組み込むと共に、監査役会又は常勤監査役からの求めがあったときは、その費用等が、監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還並びに債務の処理を行います。

12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、業務執行取締役及び重要な使用人から自由にヒアリングでき、代表取締役社長及び会計監査人とは定期的に意見交換会を開催することとします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、経営判断および業務執行の違法性および妥当性を監査・監督するために、最適の体制であるとの判断のもと、上記の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会の日3週間前までの日に、株主に対して株主総会招集通知を発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算月は7月であり、同月を決算月とする上場会社は少数であることから、株主各位における当社定時株主総会へのご出席に際し、他の会社の株主総会との開催日の重複による不都合は生じにくい状況にあるものと認識しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社では定時株主総会終了後に、当社の個人株主を主な対象とした会社説明会を定期的を実施しております。また、2020年7月期には、東京、大阪、名古屋で合計6回の当社の個人株主を対象にした会社説明会を開催いたしました。今後も引き続き、個人株主を主な対象にした会社説明会を定期的を開催していきたいと考えております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社では、アナリストや機関投資家の方々を対象とした決算説明会を本決算後及び第2四半期決算後に定期的を開催しております。また個別のミーティングを通じて、経営戦略や財務情報の開示に努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ではホームページにおいて投資家情報ページを設けて、決算短信、決算説明会資料、プレスリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社では財務経理部をIR担当部署としております。投資家向け情報の一元化と投資家との良好な関係構築に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、運営する駐車場においてカーシェアリング事業を行っております。カーシェアリングは自動車を共同利用することから、自動車利用を必要な分だけに抑制し自動車によるCO2排出量を削減する効果があるといわれており、当社では積極的に事業を推進しています。また、子会社の藤和那須リゾート株式会社において、ペットの殺処分の現実と向き合い、"The Small life One can Save"活動を立ち上げ、那須ハイランドパーク内のSOSふれあい広場で、里親探しを行っております。加えて、子会社を通じたスポーツイベント及びスポーツ選手とのスポンサー契約の締結などの活動を展開し、スポーツ文化の醸成や、地域の活性化を図っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、内部統制システムの構築に当たっては、「経営資源の有効性及び効率性の確保」、「財務報告の信頼性の確保」、「法令等の遵守」を最大限図ることができる体制を整備することを重要視しております。また、内部統制システムにすべてを頼らない倫理観を取締役、監査役及び全社員が形成することが最も肝要であると考えております。

このような基本認識に立ち、当社では次に挙げるような取り組みを行っております。

1. 経営基本方針と倫理観の啓発

当社は「関わる人全てがハッピーになるビジネスを」という経営理念に基づき、当社のステークホルダーに配慮した経営を実践しており、職務の遂行に際しては「誠実さ」、「実直さ」が尊重される企業風土が失われることにならないよう意識して人材育成に臨んでいます。また、内部者取引規程を制定し、インサイダー取引に関するエラーニングを毎年定期的実施するなど、従業員へのインサイダー取引に対する教育を積極的に行っております。

2. コンプライアンス体制の整備状況

当社では法令や定款及び諸規程違反、またはそれらに準ずる事象の早期発見及び未然防止を行うことを目的として、社内の通報窓口、常勤監査役及びノ又は社外の弁護士を直接の情報受領者とする内部通報制度を整備・運用し、速やかな事実確認・調査を行い、必要に応じて直ちに是正することによって法令違反や損害の拡大防止に努めております。

3. 業務プロセスにおけるダブルチェックの徹底

集計データの誤謬と潜在的な不正意識の顕在化を防止するため、「抜け穴」のない業務プロセスの構築に努めています。更に、内部統制事務局を通じて、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制など会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を一層進めるべく活動を行っております。

4. 財務報告に重要な影響を持つ勘定項目の抽出と経営トップをはじめとする管理部門による分析の徹底

上記3に加えて、当社の財務報告の正確性に重要な影響を持つ勘定科目などについては、財務経理部がその推移を日常的に注視・分析して、財務データの正確性の確保に努めています。

また、有価証券報告書等重要な開示書類の提出に際しては、経営トップ自らが改めて内容を確認し、必要に応じて、担当する役員・従業員にヒアリングを行うことで、正確性を担保しております。

5. 内部監査室による内部監査の実施

内部監査室では、監査役及び監査役会と連携しつつ、社内に潜在するリスクの分析・評価を行い、有効な内部監査の方法を検討して、内部監査計画を策定し、各拠点・駐車場への往査を継続的に実施し、弱点の是正とそれを踏まえた業務プロセスの改良に努めております。

6. 内部統制システム及びリスクの管理体制

当社では、内部統制システムの整備及び向上を図るべく、「内部統制事務局」を全社横断的組織として設けております。また、コンプライアンス本部を設置し、当社及び当社子会社におけるコンプライアンスの取り組みを統括し、取締役、使用人に対するコンプライアンスに関する啓蒙活動を実施し、顧問弁護士等の外部専門家との連携を確保する体制を敷いております。さらには、不測の事態が生じた場合に備え、事業継続計画を策定しており、対策本部を中心とした損害の拡大の防止のための体制を構築しております。

7. 情報セキュリティ対策の徹底

株主、顧客、取引先、従業員並びに当社の情報資産を守り、ステークホルダーの安心と信頼を得るため、当社では、情報セキュリティ基本方針を制定して役員及び従業員ともに遵守しております。また情報の保護及び管理については、細心の注意を払っており、紙媒体による機密情報の社外持ち出しを一切禁止しております。電子データに関しては、社内にセキュリティーームを設置し、管理を行っております。併せて全パソコン端末には外部記憶媒体への書込禁止ソフトを導入し管理しております。情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO/IEC27001:2005」の認証を取得し、都度更新しており、この認証取得をひとつの通過点として、今後も情報セキュリティマネジメントシステムを継続的、かつ効果的に改善・見直しを行い、より一層の情報セキュリティ強化を図ってまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、広く社会の信頼を得て経営活動を継続するために、「社会秩序や市民の安全の脅威となる反社会的勢力の介入がある場合には、これを毅然として排除すること」を行動指針とし、また、反社会的勢力による被害を防止するために、次に掲げる事項を経営活動における基本原則としています。

- (1) 反社会的勢力による不当要求には、組織をもってこれに対応し、当社の役員及び社員各人の安全の確保を図ります。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に備えて、警察当局その他の外部専門機関との連携を図ります。
- (3) 反社会的勢力とは、取引関係その他の関係を持たず、また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
- (4) 反社会的勢力による不当要求に対しては、刑事及び民事の両面から法的対応をとります。
- (5) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役員及び社員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引等は決して行いません。
- (6) 反社会的勢力への資金提供は、決してこれを行いません。

反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

1. 規程の整備状況

当社では、反社会的勢力による経営活動への関与や反社会的勢力による被害の防止に組織として取り組むため、当社の社内規程において、それぞれ次に掲げるような規定を設け、社内に周知・徹底しています。

(1) 「経営理念と行動指針」

上述のとおり、当社の行動指針として、反社会的勢力の介入を毅然として排除する旨を規定しています。

(2) 「営業管理規程」

1. 反社会的勢力による被害を防止するために、上述の6つの基本原則を規定しています。
2. 新たな取引先と取引を開始しようとする場合など所定の取引の開始にあたっては、予め、反社会的勢力の対応統括部署と協議する旨を規定しています。

(3)「組織規程」

1. 反社会的勢力の対応統括部署及び外部専門機関の対応窓口について規定しています。
2. 「不当要求防止責任者」の届出について規定しています。

2. 体制の整備状況

- (1) 当社法務部を反社会的勢力の対応統括部署とし、「不当要求防止責任者」を設置しています。
- (2) 警視庁との間で、「不当要求防止責任者」の届出等を通じた連絡をとるとともに、特殊暴力防止対策のための専門団体へ加盟しています。また、社内においては、顧問弁護士及びリスクコンサルティング会社等との連携関係を有しています。
- (3) 反社会的勢力に関する情報は、報道、業界、社内及び外部専門機関から得られる情報を対応統括部署に集約し、収集された情報を一元的に蓄積しています。
- (4) 反社会的勢力への対応要領や当社の関連する規定を集約した「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、イントラネットへの掲出や社内の会議を通じて研修を行うなど、社内啓発活動に取り組んでいます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ、いわゆる買収防衛策といわれる施策は導入しておりません。しかしながら、現経営陣が持つ起業家精神や知見・経験を最大限発揮して成長戦略を実践し、当社の会社価値を引き上げることに精力を傾けており、直ちに買収を危惧すべきような情勢にはない、即ち攻めの経営戦略により最大の守りを敷いているものと自負しております。

ただし、一定の買収防衛策を導入している企業と導入していない企業を比較すると、交渉力の強さを具備している導入企業の方が会社価値の評価が高くなるといった指摘やいわゆるグリーンメーラーなど明らかに会社価値・株主の利益を損なう敵対的買収者を排除するための防衛策は有用との指摘もありますので、当社としては、今後、こうした買収防衛をめぐる議論や株主をはじめとするステークホルダーの意見に耳を傾け、引き続き、導入の是非を含めて検討を行ってまいりたいと考えています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) 当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

社内体制

当社の重要な会社情報は、情報取扱責任者に集約される体制となっております。情報取扱責任者は、社内の関係者と協議し、また必要に応じて外部機関や専門家に事前相談・意見聴取のうえ、東証の定める適時開示規則に則って適時開示の要否を判断します。

情報開示の方法

適時開示が必要であると判断された場合は、遅滞なく東証の提供するTDnetシステムに登録するとともに、当社のウェブサイトにも同一情報を掲載するほか、必要に応じて報道機関に対する資料配布・記者会見を行うなど、迅速、正確かつ公平な情報開示に努めております。

(2)

当社では、当社の今後の成長に適したコーポレート・ガバナンス体制について、常に研究を重ね、有効な水準の体制の維持・発展に引き続き努め、株主を初めとするステークホルダーからの信頼を確保してまいりたいと考えております。